

平成26年 9月25日

宗像市議会
議長 吉田 益美 様

建設産業常任委員会
委員長 石松 和敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会委員会条例第37条の規定により報告します。

記

第64号議案 宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、原町地区地区計画の都市計画の決定及び荒開地区地区計画の都市計画の変更に伴い、宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 今回追加する原町地区の計画は、都市計画の提案制度に基づく地元の住民団体からの提案によるものである。
- 2 建築物の高さの最高限度については、荒開地区が都市計画決定に合わせて15メートルから10メートルに改め、原町地区については、既存施設を考慮し、13メートルと定める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第65号議案 宗像市大規模太陽光発電設備設置促進条例の一部を改正する条例について

本案は、良好な景観の維持及び森林の保全を図る必要性が生じていることから、大規模太陽光発電設備の設置奨励措置の対象者を制限するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 本条例は、平成24年7月、市内に新たに設置する大規模太陽光発電設備施設に係る固定資産税の課税免除の措置を講じ、発電における再生可能エネルギー源の利用促進を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的に制定され、大規模太陽光発電設備の誘致に取り組んできた。しかしながら、現状は企業誘致として考えていた遊休地だけではなく、山林地域などを造成して建設するなど、景観が損なわれる恐れがあることや、自然保全、治水機能の低下による災害の恐れが問題視され始めたことから、大規模太陽光発電設備の設置奨励措置の対象者を制限するものである。
- 2 現在9件の大規模太陽光発電設備施設が設置されている。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第66号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 公共的施設の整備計画のうち、観光及びレクリエーションに関する施設、渡船施設、飲用水供給施設の内容、事業費を変更する。
- 2 観光及びレクリエーションに関する施設は、泊地区に整備を行う「離島体験交流施設」である。計画当初は、「漁村留学寄宿舍機能」と「体験交流機能」を有する施設であったが、渡船施設として別棟で計画していた「渡船待合所」についても事業の効率性を考慮し、離島体験交流施設内に含めることに変更する。また、東日本大震災の影響により、建物の構造を「木造」から「鉄筋コンクリート造」へ変更する。
- 3 地島には診療施設がなく、島内でも医療行為を受けられるようにするため、診療施設を追加し、新たに整備するものである。
- 4 今回整備される「離島体験交流施設」は、「漁村留学寄宿舍機能」「体験交流機能」「渡船待合所機能」「診療所機能」の4つの機能を備えた複合施設となる。
- 5 飲用水供給施設は、昭和55年に整備された簡易水道施設のことで、安全で良質な水道水の安定供給のため、浄水施設の更新と配水管の敷設替えを行う。事業費の増額理由は、現在、低地にある浄水場を高所に移動させることと、人件費等の増によるものである。
- 6 財源の変更については、当初、離島活性化交付金を予定していたが、その後、施設整備に活用できないことが判明したため、その分を一般財源で対応し、辺地対策事業債を充当することにした。

【意見】

(賛成意見)

・今回整備される施設は、漁村留学の子ども達を預かる施設でもあるため、

緊急時の避難等については、地域住民との連携をしっかりとってほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

請願第1号 「農業・農協改革」に関する請願について

【請願者】

宗像市東郷四丁目3番1号

宗像農業協同組合

代表理事組合長 川口 正利 氏

宗像農政協議会

委員長 中村 善則 氏

【請願の趣旨】

農協の事業や組織統治のあり方、連合会の事業や組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起している今回の請願は、次期通常国会等で審議される予定の「農業・農協改革」について、現場の意見を反映し、慎重な検討が行われるよう、国への意見書の提出を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり

- 1 農協が行っている農業者への技術指導等の営農事業は赤字であり、共済や信用事業を分離すると、事業が成り立たなくなる恐れがある。
- 2 農協の役割は、事業の利便性だけではなく、地域密着の活動を重視し、辺地や山間地等での事業も継続している。組織を部分的にでも変更すると、農協自体の機能低下、ひいては農家の生活にも支障をきたす可能性があるとの危惧される。

【意見】

(賛成意見)

- ・国の改革案は、農協団体、農業従事者にとって生活に直結する大きな問題であるため、関係団体の意見を十分聞きながら慎重審議で進めていただきたい。
- ・今回の改革に対しては、経済界の圧力を感じる。農協全体に競争原理を持ち込むと、地方、山間部等の生活に影響が出かねない。

【審査内容】

委員会は、全員賛成で採択することに決した。